

京都市上下水道局告示第23号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成21年8月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都市左京区上高野鐘突町1番地4

京洛設備工業 株式会社

代表取締役 井口 正義

2 変更事項（営業所の変更）

京都市左京区上高野隣好町10番地から京都市左京区上高野鐘突町1番地4  
に変更

（上下水道局下水道部管理課）